

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

7年 6月 30日

長野県知事

様

提出者

住所 新潟県新潟市中央区東大通2丁目4番10号

氏名 株式会社大林組北陸支店
常務執行役員支店長 池田 恭二

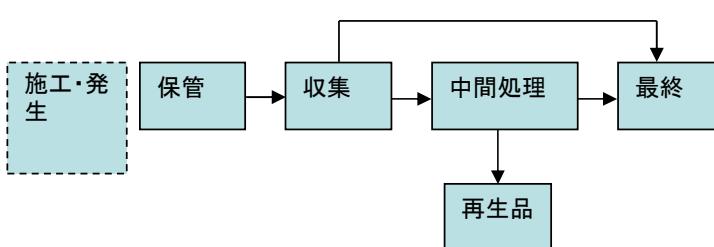
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 025-246-6625

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社大林組北陸支店 (法人番号7010401088742)
事業場の所在地	新潟県新潟市中央区東大通2丁目4番10号 日本生命新潟ビル (長野市・松本市を除く長野県内事業所分)
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

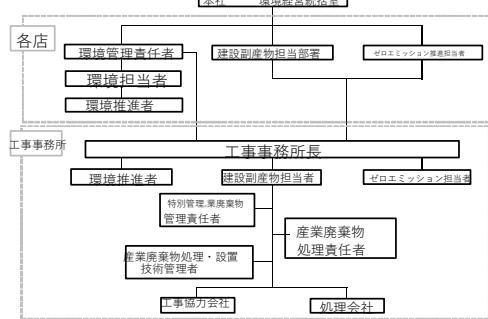
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	26,036,180千円
③従業員数	8名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】「別紙3のとおり」		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】「別紙3のとおり」		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	(1)解体工事着手時に事前調査を実施し、石綿等特別管理産業廃棄物の含有状況を確実に把握する (2)廃棄物の処理及び清掃に関する法律他関連法令を遵守し、適切に梱包し、専用の容器にて保管する (3)保管する特別管理廃棄物の品目の掲示等必要な措置をとる
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	上記「①現状」の取組を継続する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】「別紙3のとおり」		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】「別紙3のとおり」		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】「別紙3のとおり」		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】「別紙3のとおり」		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（令和6年度）実績】 「別紙3のとおり」	
①現状		特別管理産業廃棄物の種類	
自ら埋立処分を行つた特別管理産業廃棄物の量			
t (これまでに実施した取組)			t
		【目標】 「別紙3のとおり」	
特別管理産業廃棄物の種類			
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量			
t (今後実施する予定の取組)			t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和6年度）実績】 「別紙3のとおり」	
①現状		特別管理産業廃棄物の種類	
全処理委託量			t
優良認定処理業者への処理委託量		t	t
再生利用業者への処理委託量		t	t
認定熱回収業者への処理委託量		t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t
(これまでに実施した取組)			
(1) 処理の委託に先立ち処理施設、最終処分場の観察を実施し、委託先の処理状況および法令遵守への取り組みを確認する			

		【目標】「別紙3のとおり」		
		特別管理産業廃棄物の種類		
②計画		全処理委託量	t	t
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
		再生利用業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
		(今後実施する予定の取組)		
		上記「①現状」の取組を継続する。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項		【前年度（令和6年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ホリ塩化ビニル廃棄物を除く。)	0	t
		(今後実施する予定の取組等) 特管産廃の委託にあたっては、契約段階で電子マニフェストの対応可否を確認し、電子を利用可能な会社のみ締結する。		
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

令和7年度特別管理産業廃棄物処理計画書（特別管理産業廃棄物の実績及び計画の量） 単位:t
実績:前年度特別管理産業廃棄物排出量
計画:当年度特別管理産業廃棄物排出量の目標値

特別産業廃棄物の種類	総排出量	自ら再生利用を行った（行う）量	自ら行う中間処理		自ら埋立処分を行った（行う）量	自ら埋立処分を行った（行う）量		処理の委託												
			自ら熱回収を行った（行う）量	自ら中間処理により減量した（する）量		全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量										
	自ら直接再生利用した量等を含めた事業場における特別管理産業廃棄物の合計量	自ら直接再生利用する量と自ら中間処理を行った後に再生利用する量	中間処理前の量から中間処理後の量を引いた量	自ら直接埋立処分する量と自ら中間処理した後に自ら埋立処分する量（自ら中間処理を行ったことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入する量も含める）	自社内で処理を行わず直接委託した量と自ら中間処理した後に自ら埋立処分する量（自ら中間処理を行ったことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入する量も含める）	優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）に委託して処理する量	中間処理後、有効利用されている場合の委託量（委託先から別の業者に売却等される場合を含む。）	認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）	認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量	①	②+⑧	⑤	⑦	③+⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	
実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
感染性廃棄物																				
廃PCB等																				
PCB汚染物																				
特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	PCB処理物																			
廃石綿等	195.00	0.00								195.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
有害廃棄物	汚泥																			
有害廃棄物	鉛さい																			
有害廃棄物	廃油																			
有害廃棄物	廃酸																			
有害廃棄物	廃アルカリ																			
有害廃棄物	燃えがら																			
有害廃棄物	ばいじん																			
合 計		195.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	195.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

※ 総排出量=自ら再生利用を行った（行う）量+自ら中間処理により減量した（する）量+自ら埋立処分を行った（行う）量+全処理委託量

【記載方法】

- 各特別管理産業廃棄物の種類ごとに該当の箇所の左に前年度の実績（現状）を右に本年度の目標（計画）の特別管理産業廃棄物の量を記載してください。
- 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入し、右欄のそれぞれの内訳を記載してください。
- 「自ら再生利用を行った（行う）量」の欄は、自ら直接再生利用した量と自ら中間処理した後再生利用した量を記載してください。
- 「自ら埋立処分を行った（行う）量」は、自ら直接埋立処分した（する）量と自ら中間処理した後自ら埋立処分した（する）量を記載してください。（自ら中間処理したことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入する量も含める）